答ニ変ル旨ノ文書ヲ添付中午前十時四十分頃着御意見承リ度シ

一、昨年十二月二十八日四日二十二日門司ニ於テ開催セラレタル五ケ国港湾運送事業者会議ニ出席セル日本側代表者ノ報告書ニ関シ

一、昨年十二月十八日本港湾運送事業者会議ニ於テ決定セラレタル日本港湾運送事業者会議ト市内労働組合トノ団体交渉ニ関スル件

答

一、昨年十二月十八日本港湾運送事業者会議ニ於テ決定セラレタル日本港湾運送事業者会議ト市内労働組合トノ団体交渉ニ関スル件

説明

久山高雄委員ヨリ左ノ通リ説明アリタル後質疑ニ移リタルニ別段発言ナク次ノ通リ決定シタリ

一、昨年十二月十八日本港湾運送事業者会議ニ於テ決定セラレタル日本港湾運送事業者会議ト市内労働組合トノ団体交渉ニ関スル件

決定

一、昨年十二月十八日本港湾運送事業者会議ニ於テ決定セラレタル日本港湾運送事業者会議ト市内労働組合トノ団体交渉ニ関スル件

日本港湾運送事業者会議ヨリ左記ノ通リ申出アリタルニ付キ慎重其ノ他ニ関シ協議ノ結果左ノ通リ決定シタリ

記

一、昨年十二月十八日本港湾運送事業者会議ニ於テ決定セラレタル日本港湾運送事業者会議ト市内労働組合トノ団体交渉ニ関スル件

死セラレタル旨ノ代表ヨリ急電アリタルニヨリトリアヘズ其旨加盟団体ニ至急報イタシマシタガ今岡顧問ノ補充ニツイテハ組合会議加盟団体中ヨリ選任スルコトガ昔慣習トシテ居ルガ去ル一月二十日投票ノ際ノ第三候補者ヲ選定シテ居ラナカツタ関係上書記局ニ於テ慎重ニ考慮後策ヲ講究シタ結果目下代表ト共ニ渡欧中ノ高山顧問ニ推薦スル事ガ最モ適当デアルト思惟シ一方社会局当局ノ意向ヲ探ルト同時ニ他方評議員会ニ代ル意味ニ於ケル執行委員会ノ意見及各団体代表者ノ意見ヲ求メマシタ(出張ノ方ニハ急ノ為メ電報ニテ意見ヲ求メマシタトコロ殆ンド全部ノ賛成ヲ得マシタ。)

一、昨年十二月十八日本港湾運送事業者会議ニ於テ決定セラレタル日本港湾運送事業者会議ト市内労働組合トノ団体交渉ニ関スル件

右ノ通リ決定シタリ

日本港湾運送事業者会議